特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和4年 R (2022年) 日 (月)

No. 15730 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

主要判決全文紹介

≪知的財産高等裁判所≫

審決取消請求事件

(「電気絶縁ケーブル | 拒絶査定不服審判(不服2020-6043号事件) 審決取訴訟) [ト](全2回)

- 令和3年(行ケ)第10082号、令和4年5月31日判決言渡ー

本願発明の認定に関し、本願特許請求の範囲、本願特許明細書及び本願発明の技術的意義を明確にし、 本願発明の認定を行った。引用発明(甲1号証)について認定を行った。引用発明の認定には誤りがある とする原告の主張は認められず、この点で審決には誤りなし、とされた。本件発明と引用発明の一致点 及び相違点についても誤りはなし、とされた。引用発明に、甲2号証から甲5号証を通じて認定した周 知例を適用して、本願発明と引用発明の相違点1、3及び5について容易想到である、とした。

しかしながら、引用発明に周知例を適用して、相違点2、4及び6を導き出すことについては、阻害 要因がある、として、審決が述べるように容易想到ではない、とした。結局、本件発明は進歩性を欠く



弁理十法人

三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜コニシビル

TEL: 06-6203-0941 (代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9

TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

^{代 表 社 員} 弁理士 **林** 雅仁*

杜長剛所長 弁理士 斎藤 健治◎ 杜長副所長 弁理士 中野 睦子* 社員副所長 弁理士 岩井 智子 ◎ 社員副所長 弁理士 菱田 高弘*

化学・バイオ部

淀谷 幸平* 難波 泰明 松野 陽介 藤田 雅史。 河合 永文* 而橋 毅 森嶋 正樹 八木 祥次 安藤 有貴* 北野 善基* 桒垣 善行 齊藤 美咲 洗 理恵*

東野 匡容* 岩澤 朋之* 兼本 伸昭* 野村 千澄 池上 美穂* 内藤 勝志

機械・電気部 新田 研太

奥山 美保*

知財情報室 前田 智子 木村 典 鶴 雷 植田 慎吾*

商標・意匠部 松本 康伸* 吉川 麻美。 田上英一。 森山 彰子 小川 稚加美* 佐々木 章江。 中村 剛* 森 康輔 志賀 未知子。 羽鳥慎也。

◎東京オフィス *特定侵害訴訟代理可能

◆弁理十募集中 (化学・バイオ部門)◆

SAEGUSA & PARTNERS

詳細は下記HPよりご覧下さい



https://www.saegusa-pat.co.jp